

申告書の提出期限の延長の承認申請書（二）（第 13 号の 2 様式） 記載の手引

（平成 22 年 8 月改正）

- 1 この申請書は、法第 72 条の 25 第 3 項又は第 5 項（これらの規定を法第 72 条の 28 第 2 項において準用する場合を含みます。以下この記載の手引において同じ。）の規定（地方法人特別税等に関する暫定措置法第 10 条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることとされている場合を含みます。）により申告書の提出期限の延長を申請する場合に使用してください。
- 2 この申請書は、法第 72 条の 25 第 3 項の規定により申告書の提出期限の延長を申請する場合にあっては当該延長を受けようとする事業年度終了の日までに、同条第 5 項の規定により申告書の提出期限の延長を申請する場合にあっては当該延長を受けようとする事業年度終了の日から 45 日以内に、本都内における主たる事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）の所在地を所管する都税事務所長又は支庁長に 1 部を提出してください。
ただし、本都と他の道府県に事務所等を有する法人にあっては、本社（外国法人にあっては、地方税法の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する事務所等）が本都内に所在する場合に限り提出してください。
- 3 「申告書の提出期限の延長期間」の欄は、「指定を要しない場合」と「指定を要する場合」のいずれか不要の文字をまっ消してください。この場合において、「指定を要する場合」の欄には指定を受けようとする延長期間の月数を（ ）内に記入してください。
- 4 「申告書の提出期限まで（指定を受けようとする場合には事業年度終了の日から 3 月以内）に決算が確定しない理由（連結申告法人にあっては、申告書の提出期限まで（指定を受けようとする場合には、事業年度終了の日から 4 月以内）に連結親法人の決算が確定しない理由又は連結親法人が連結所得の計算を了することができない理由）」の欄は、次の申請の区分に応じた常況を記載してください。

申 請 の 区 分	記 載 す る 常 況
法第 72 条の 25 第 3 項の規定による場合	決算が確定しない理由となっている常況
法第 72 条の 25 第 5 項の規定による場合	当該法人との間に連結完全支配関係（法人税法第 2 条第 12 号の 7 の 7 に規定する連結完全支配関係をいいます。）がある連結親法人（同法第 2 条第 12 号の 7 の 2 に規定する連結親法人をいいます。以下この記載の手引において同じ。）（当該法人が連結親法人である場合にあっては、当該法人）の決算が確定しない理由となっている常況又は当該連結親法人が連結子法人（同法第 2 条第 12 号の 7 の 3 に規定する連結子法人をいいます。以下この記載の手引において同じ。）が多数に上ることその他これに類する理由により各連結事業年度の連結所得（同法第 2 条第 18 号の 4 に規定する連結所得をいいます。）の金額の計算を了することができない理由となっている常況

- 5 「連結親法人の本店所在地及び電話番号」の欄及び「連結親法人の名称」の欄は、法第 72 条の 25 第 5 項の規定により申告書の提出期限の延長を申請する法人（連結子法人に限ります。）が記載してください。
- 6 「支店等所在地」の欄は、本都以外の道府県に所在する支店等（同一道府県に 2 以上の支店等がある場合は、主たる支店等）の名称及び所在地を記載してください。
なお、この欄に書ききれない場合には、別紙を作成し添付してください。